

消費税及び地方消費税更正処分等取消請求事件について

事案の概要

本件は、上告人が、ある課税期間にした将来の転売を目的とする賃貸用マンションの購入（本件各課税仕入れ）に係る消費税額の全額を、当該課税期間の課税標準額に対する消費税額から控除して確定申告をしたところ、税務署長から、本件各課税仕入れに係る消費税額については一部しか控除することができないとして（注１）、上記課税期間に係る消費税等の更正処分（本件各更正処分）及び過少申告加算税の賦課決定処分（本件各賦課決定処分）を受けたことから、被上告人を相手に、本件各更正処分のうち申告額を超える部分及び本件各賦課決定処分の取消しを求める事案である。

（注１）事業者が国内で行う課税仕入れについては、税負担の累積を防ぐため、当該課税仕入れをした日の属する課税期間の課税標準額に対する消費税額から当該課税仕入れに係る消費税額が控除されるが、所定の場合に、課税仕入れにつき「課税資産の譲渡等」にのみ要するもの（課税対応課税仕入れ）、「課税資産の譲渡等」とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの（共通対応課税仕入れ）等の区分を明らかにしているときは、課税対応課税仕入れに係る消費税額は全額が控除されるのに対し、共通対応課税仕入れに係る消費税額は一部（課税売上割合を乗じた額）しか控除されない（消費税法３０条１項、２項１号）。本件課税仕入れについては、マンションの転売（課税取引）のほか、転売までの間の賃貸（非課税取引）が行われるため、課税対応課税仕入れと共通対応課税仕入れのいずれに当たるかが問題となる。

原判決及び争点

◇ １審判決は、本件各課税仕入れは課税対応課税仕入れに当たるとして、上告人の請求を全部認容したのに対し、原判決は、①本件各課税仕入れは共通対応課税仕入れに当たり、②上告人がこれを課税対応課税仕入れに区分して確定申告をしたことにつき国税通則法６５条４項にいう「正当な理由」（注２）があるとはいえないとして、上告人の請求を全部棄却した。

◇ 本件の争点は、①本件各課税仕入れが課税対応課税仕入れと共通対応課税仕入れのいずれに当たるか、②上記「正当な理由」があるといえるかである。

（注２）更正処分があったときは、原則として過少申告加算税が課されるが、納付すべき税額の計算の基礎となった事実のうちに計算の基礎とされなかったことにつき「正当な理由」があると認められるものがある場合には、所定の金額が控除される（国税通則法６５条１項、４項）。本件各課税仕入れが共通対応課税仕入れに当たり、本件各更正処分が適法である場合、上記「正当な理由」があるといえるかが更に問題となる。